

京都大学大学院情報学研究科の組織に関する規程

(平成十六年達示第十九号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学大学院情報学研究科（以下「情報学研究科」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科長)

第二条 情報学研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、情報学研究科の専任の教授をもって充てる。

3 研究科長の任期は、二年とする。

4 研究科長は、情報学研究科の校務をつかさどる。

(教授会)

第三条 情報学研究科に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(研究科会議)

第四条 教授会は、次の各号に掲げる事項について審議するため、研究科会議を置く。

一 学生の入学、課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項

二 その他情報学研究科の教育に関する重要事項

(専攻及び講座)

第五条 情報学研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。

知能情報学専攻

生体・認知情報学講座、知能情報ソフトウェア講座、知能メディア講座、生命情報学講座

社会情報学専攻

社会情報モデル講座、社会情報ネットワーク講座、生物圏情報学講座

複雑系科学専攻

応用解析学講座、複雑系力学講座、複雑系構成論講座

数理工学専攻

応用数学講座、システム数理講座、数理物理学講座

システム科学専攻

人間機械共生系講座、システム構成論講座、システム情報論講座

通信情報システム専攻

コンピュータ工学講座、通信システム工学講座、集積システム工学講座

2 前項に掲げるもののほか、情報学研究科の専攻に協力講座を置くことができる。

3 協力講座に関し必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。

(専攻長)

第六条 前条第一項の専攻に専攻長を置き、情報学研究科の専任の教授をもって充てる。

2 専攻長の任期は、一年とする。

3 専攻長は、当該専攻の業務をつかさどる。

(図書室)

第七条 情報学研究科に、図書室を置く。

2 図書室に関し必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。

(事務組織)

第八条 情報学研究科に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成十六年達示第六十号）の定めるところによる。

(内部組織)

第九条 この規程に定めるもののほか、情報学研究科の内部組織については、教授会の議を経て研究科長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命する研究科長の任期は、第二条第三項の規定にかかわらず、平成十八年二月二十八日までとする。

3 京都大学大学院情報学研究科長候補者選考規程（平成十年達示第十四号）は、廃止する。